配膳が必要な場合の配膳業務について

小荷物昇降機の設置されている配送校での配膳業務を、以下のとおり行うこと。

なお、小荷物昇降機が設置されていない配送校の配膳は市が行うため、事業者が配膳業務を行う必要はないものとする。

(ア) 配膳員は、自己健康観察により健康状態等をチェックし、記録すること。

(イ) 配膳員は毎日洗濯した白衣（上下)、帽子、使い捨てマスクを着用すること。また、履物は上履きシューズとし、汚れの付着がない状態を保つこと。

(ウ) 配膳員は、出勤直後に配膳室の換気を行うとともに、食器・食缶等及び直接搬入品の仕分け作業等をする直前に、必ず手洗いをすること。

(エ) 配送されたコンテナは、配膳室に移動させ、学校ごとに決定された手順の配膳を行うこと。

(オ) 配膳員は、配送されたコンテナから食器・食缶等を下ろして、配膳室でクラスごとに配膳ワゴンに搭載すること。

(カ) 配膳員は、小荷物昇降機を利用して、食器・食缶等を搭載した給食配膳ワゴンを配送校の各階の配膳室まで運搬すること。

(キ) 配膳室の開錠・施錠を行うこと。

(ク) 配膳員は、生徒等等への食缶等の引き渡しや返却時の立会い等に協力するとともに、配膳状況を見回り、問題発生時には速やかに対応できるようにすること。

(ケ) 配膳員は、給食終了後、配膳室において教室ごとに戻された食缶等をコンテナに戻し、配送車に載せること。

(コ) コンテナ回収後、配膳室の清掃を行うこと。

(サ) 配膳室を不在とする際、退室する際は、必ず施錠すること。